

家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 試験調査 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、家庭からの二酸化炭素排出量の効果的な削減対策の推進や立案、削減計画の策定などの基礎資料となる統計調査を創設するにあたり、その試験的な調査として、家庭における詳細な二酸化炭素排出実態を把握して、当該統計調査の設計の検討に資する基礎資料を得ることを目的に実施したものである。

2. 調査の根拠法令

本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査として実施した。

3. 調査の対象と選定方法

（1）地域

関東甲信（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）、北海道

（2）属性

専用住宅に居住する主世帯を対象とした。

（注）専用住宅とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいう。定義は総務省「住宅・土地統計調査」に基づく。

（3）数

関東甲信 1,000 （母集団の大きさ（概数） 17,703,400※）

北海道 700 （母集団の大きさ（概数） 2,287,500※）

※専用住宅に居住する主世帯数（平成 20 年「住宅・土地統計調査」）

（4）選定の方法

民間事業者が保有する調査モニターのパネルから選定した。ただし、20 歳以上のモニターを選定の対象とした。

（5）層設定

（1）、（2）で記載した属性的範囲を満たす世帯について、住宅の建て方（2 区分）及び世帯類型（7 区分）による 14 の層を設定した。

住宅の建て方（2 区分）： 戸建住宅、集合住宅（長屋建、共同住宅）

世帯類型（7 区分）： ①若・中年単身、②高齢単身、③若・中年夫婦のみ、④高齢夫婦のみ、⑤若・中年夫婦＋子のみ、⑥高齢夫婦＋子のみ、⑦その他

※高齢：60 歳以上であること

高齢夫婦：2 人のうち、どちらかが高齢である夫婦

若・中年：60 歳未満であること

若・中年夫婦：2 人のうち、どちらかが若・中年である夫婦

なお、選定に必要な情報については、事前に調査した。

4. 調査事項

次に掲げる事項を調査した。

- (1) エネルギー使用量に関する事項（エネルギー使用量調査票）
 - ①月別エネルギー使用量等（電気、ガス、灯油、自動車用燃料（ガソリン、軽油））
 - ②属性変化等
 - ③使用エネルギーについて（有無・用途、太陽光発電の有無、太陽電池の容量）
（平成24年10月分（初回）調査のみ）
- (2) 冬に関する事項（冬季調査票）
 - ①暖房機器の使用状況、保有状況
 - ②冬季の給湯（入浴状況、入浴に関わる省エネ行動、洗面時・台所のお湯の使い方、お湯の使用に関わる省エネ行動）
- (3) 世帯に関する事項（世帯調査票）
 - ①世帯について（世帯員、平日昼間の在宅者、世帯年収）
 - ②住宅について（建て方、建築時期、所有関係、延床面積、居室数）
 - ③家電製品等について（テレビ、冷蔵庫、エアコン等の使用状況、家電製品に関わる省エネ行動、各種照明の使用場所、照明に関わる省エネ行動）
 - ④給湯について（給湯器の種類、購入時期、夏の入浴状況）
 - ⑤コンロ・調理について（コンロの種類、購入時期、用意する食事の数）
 - ⑥車両について（自動車・オートバイの使用状況、年式、排気量、実燃費、使用頻度）

5. 調査の時期

- (1) エネルギー使用量調査票
平成24年10月から平成25年9月までの毎月（12か月間）
- (2) 冬季調査票
平成25年3月末時点
- (3) 世帯調査票
平成25年9月末時点

6. 調査の方法

民間事業者が、エネルギー使用量調査票、冬季調査票及び世帯調査票を報告者に配信（インターネット経由）した。報告者は専用回答画面にて回答した。

調査は次の流れで実施した。

環境省－民間事業者－報告者

7. 業務の実施機関

調査に係る業務のうち、調査の実施、集計については、下記の機関に委託して実施した。

調査の実施：㈱インテージ、集計：㈱住環境計画研究所